

# インターネット視聴番組サービス管理規定

2007年12月20日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## インターネット視聴番組サービス管理規定

国家広播電影電視総局と中華人民共和国信息産業部の審議で可決され、ここに公布し、2008年1月31日から施行する。

国家広播電影電視総局局長：王太華  
中華人民共和国信息産業部部長：王旭東

2007年12月20日

**第一条** 国家の利益と公共の利益を守り、公衆とインターネット視聴番組サービス部門の合法利益を保護するため、インターネット視聴番組サービスの秩序を規範化し、健全で秩序の在る発展を促進するため、国家の関連規定に基づき、本規定を制定する。

**第二条** 中華人民共和国内で公衆に向けて提供するインターネット（モバイルインターネット、以下「インターネット」\_\_と略称する）視聴番組サービス活動は、本規定を適用する。

本規定で言うインターネット視聴番組サービスとは、制作、編集、インターネットを通じた公衆への音楽・ビデオ番組の提供、及び他人に提供する視聴番組サービスのアップロードなどの活動を指す。

**第三条** 国務院広播電影電視主管部門は、インターネット視聴番組サービスの行政主管部門として、インターネット視聴番組サービスにおける監督管理責任を負い、インターネット視聴番組サービスの産業発展、業界管理、コンテンツの作成、安全管理を統一的に計画する。国務院信息産業主管部門は、インターネット業界の主管部門として、電信業界管理の職責に基づいて、インターネット視聴番組サービスに相応した監督管理を実施する。

地方人民政府の広播電影電視主管部門及び地方電信管理機関は、各自の職責に基づいて、本行政区域内のインターネット視聴番組サービス部門及びアクセスサービスに対して相応した監督管理を実施する。

**第四条** インターネット視聴番組サービス部門及び関連するネットワーク運営部門は、インターネット文化構築の重要な担い手であり、中国独自のネットワーク文化の構築とネットワーク文化情報の安全を守る責任を負い、憲法、法律、行政法規の遵守を自覚しなければならない、インターネット視聴番組サービス業界主管部門とインターネット業界主管部門の管理を行う。

**第五条** インターネット視聴番組サービス部門が組織する全国的社会団体は、業界の自律規範を制定する責任を負い、文明的なネットワークアクセスを提唱し、文明的で健康的なネットワーク環境を創出し、健全で有益な視聴番組を広く伝え、墮落し立ち遅れた思想文化が伝播することを阻止し、国务院広播電影電視主管部門の指導の下、活動を展開する。

**第六条** インターネット視聴番組サービスの発展は、社会主義の先進文化を広く伝えるために有益でなければならず、社会の全面的な進歩と人民の全面的な発展を推進し、社会調和を促進するものである。インターネット視聴番組サービスに従事するものは、人民への奉仕、社会主義への奉仕を堅持しなければならず、正確な発展方向を堅持し、社会的利益を最優先に、社会主義の核心価値体系を構築し、社会主義における道徳規範を遵守し、時代の発展と社会進歩の思想文化を大いに発揚し、民族の優秀な文化伝統を大いに発揚し、更に多くの更に良質のインターネット視聴番組サービスを提供し、一般大衆の日ましに増えるニーズを満たし、一般大衆の精神的文化生活を絶えず豊にし、文化の心を潤し、情操を養い、心を楽しくさせる作用を十分に発揮し、青少年の成長のために良好なインターネット環境を創出し、共に建設し共に享受する精神的故郷を作り上げる。

**第七条** インターネット視聴番組サービスに従事するものは、本規定に基づき広播電影電視主管部門が公布した「情報ネットワーク伝播視聴番組許可証」（以下、許可証）を取得或いは登録手続きをとらなければならない。本規定のとおりに放送映画テレビ主管部門が公布し「許可証」を取得しない或いは登録手続きを行わない場合は、いかなる部門、個人においてもインターネット視聴番組サービスに従事してはならない。インターネット視聴番組サービスの業務指導目録は、国务院広播電影電視主管部門と国务院信息産業主管部門の協議により制定する。

**第八条** インターネット視聴番組サービス従事への申請は、以下の条件を同時に備えていなければならない。

(1) 法人資格を有し、国有単独資本或いは国有持ち株会社で、且つ申請日時前3年以内に違法、規則違反の記録が無いこと。

(2) 健全な番組を安全に放送する管理制度と安全保護技術措置を有していること。

(3) その業務と適応し、国家の規定に符合する視聴番組を有していること。

(4) その業務と適応する技術能力、ネットワーク資源、資金を有し、且つ資金の出所が合法であること。

(5) その業務と適応する専門職員を有し、且つ主な出資者と経営者が申請日時前3年以内に違法、規則違反の記録がないこと。

(6) 技術計画が国家基準、業界基準、技術規範に符合していること。

(7) 国务院広播電影電視主管部門が定めたインターネット視聴番組サービスの総体計画、

配置、業務指導目録に符合していること。

(8) 法律、行政法規、国家の関連規定の条件に符合していること。

**第九条** ラジオ放送局、テレビ局形態のサービス及び政局などの視聴ニュースサービスに従事しているものは、本規定第八条の規定に符合するほかに、ラジオテレビ放送機構許可証或いはインターネットニュース情報サービス許可証を有していなければならない。うち、自営チャンネル方式で視聴番組を放送する場合、市（地）級以上のラジオ放送局、テレビ局、中央報道部門に申請を行う。

司会、訪問取材、報道などの視聴サービスに従事するものは、本規定第八条の規定に符合するほかに、ラジオテレビ番組制作経営許可証とインターネット報道情報サービス許可証を有していなければならない。自営ネットワークドラマ（映画）などのサービスに従事するものは、ラジオテレビ番組制作許可証を有していなければならない。

認可を得ていないいかなる組織、個人はインターネット上でラジオテレビ固有の名称を使用して業務を展開してはならない。

**第十条** 「許可証」の申請は、省、自治区、直轄市の人民政府の広播電影電視主管部門を通して、國務院広播電影電視主管部門に申請を行い、中央直轄部門は、直接國務院広播電影電視主管部門に申請を行うことができる。

省、自治区、直轄市の人民政府の広播電影電視主管部門は簡便なサービスを提供し、申請受理後 20 日以内に最初の審査意見を出し、國務院広播電影電視主管部門に審査許可を報告する。國務院広播電影電視主管部門は、申請受理日及び最初の意見後 40 日以内に許可或いは不許可の決定を下し、うち、専門家審査期間は 20 日とする。許可を与えるものは、申請人に「許可証」を公布し、社会に向けて公告する。許可しないものは、書面で申請人並びに説明理由を通知しなければならない。「許可証」にはインターネット視聴番組サービスの放送記号、名称、サービス類別などの事項を明記しなければならない。

許可証の有効期限は 3 年間とする。有効期限が満了し、引き続きインターネット視聴番組サービスに従事する場合は、有効期限満了日前 30 日以内に、本規定第八条の条件に符合する関連材料を持ち、許可証発行機関に事業継続手続き申請を行わなければならない。

市（地）級以上のラジオ放送局、テレビ局がインターネット視聴番組の中継放送などのサービスに従事する場合は、省級以上の広播電影電視主管部門に登録手続きを行う。中央報道部門がインターネット視聴番組の中継放送などのサービスに従事する場合は、國務院広播電影電視主管部門に登録手続きを行う。登録部門は番組放送開始 30 日前に、ホームページアドレス、ウェブサイト名、放送するチャンネル、コラム名称などの関連登録資料を交付し、広播電影電視主管部門は登録状況を社会に向けて公告しなければならない。

**第十一条** 「許可証」を取得した部門は、「インターネット情報サービス管理弁法」に基

づき、省、自治区、直轄市の電信管理機構或いは国务院信息産業主管部門（以下、電信主管部門）に電信業務経営許可証の申請を行うか関連する登録手続きを行わなければならない。法に照らして工商行政管理部門で登録登記或いは登記変更手続きを行わなければならない。電信主管部門は、広播電影電視主管部門の認可に基づき、インターネット視聴番組サービス部門のドメイン・ネームと IP アドレスを厳格に管理しなければならない。

**第十二条** インターネット視聴番組サービス部門は、登録資本、株主、株式構成の変更、重大な資産変動或いは株式公開などの重大な金融行為、及び業務項目が「許可証」に記載されている範囲を超える場合は、本規定に基づいて審査手続きを行う。インターネット視聴番組サービス部門のオフィス所在地、法定代表人及びインターネット情報サービス部門のホームページアドレス、ウェブサイト名を法律に基づいて変更する場合は、変更後 15 日以内に省級以上の広播電影電視主管部門と電信主管部門に登録し、変更事項が工商登記に及ぶ場合は、法律に基づいて工商行政管理部門で登記変更手続きを行わなければならない。

**第十三条** インターネット視聴番組サービス部門は、「許可証」取得後 90 日以内に、インターネット視聴番組サービスを提供しなければならない。期日どおりにサービスを提供しない場合は、その「許可証」は発行機関によって取り消される。特別な原因による場合は、発行機関の同意を得なければならない。サービス停止申請を行う場合は、60 日前に発行機関に申請を行わなければならない。その「許可証」は発行機関によって取り消される。業務停止期間が連続して 60 日を超える場合は、発行機関によって業務停止処理が行われ、その「許可証」は発行機関によって取り消される。

**第十四条** インターネット視聴番組サービス部門は、「許可証」の記載或いは登録事項に基づいて、インターネット視聴番組サービスを展開しなければならない。画面のはっきりした場所に、国务院広播電影電視主管部門が許可した放送マーク、名称、「許可証」或いは登録番号を示さなければならない。

いかなる部門も、「許可証」を持たない或いは未登録の部門にインターネット視聴番組サービスに関する代理費用徴収、信号伝送、サーバー管理代行などの金融や技術サービスを提供してはならない。

**第十五条** 国有企業などの戦略的投資者がインターネット視聴番組サービス企業に投資することを奨励する。インターネット視聴番組サービス部門が、新世代インターネットと移動通信の特徴に適応した新業務を積極的に開発することを奨励し、モバイルマルチメディア、マルチメディアウェブサイトが健全な視聴番組を積極的に制作するため、インターネット視聴番組の供給能力を向上させるよう努める。映画テレビ製作拠点、テレビ番組制作部門は多くのインターネット上で放送するに適した映画テレビドラマ、娯楽番組を制

作し、民族インターネット映画テレビ産業を積極的に発展させる。インターネット視聴番組サービス部門が公益性のある視聴番組を放送することを奨励する。

インターネット視聴番組サービス部門は著作権に関する法律、行政法規の規定を遵守し、版權保護措置を取り、著作者の合法權益を保護しなければならない。

**第十六条** インターネット視聴番組サービス部門が提供する、インターネット運営部門がアクセスする視聴番組は法律、行政法規、部門規則の規定に符合していなければならない。既に放送された視聴番組は少なくとも 60 日間は完全な状態で保存する。視聴番組は以下の内容を含んではならない。

- (一) 憲法が定める基本原則に反する
- (二) 国家統一、主権、領土保全を損なうもの
- (三) 国家秘密漏えい、国家安全を損なう或いは国家の榮譽と利益を損なう
- (四) 民族憎悪を煽る、民族差別、民族の団結を損なう、民族の風俗と習慣を侵害する。
- (五) 邪教、迷信の宣伝。
- (六) 社会秩序を乱し、社会の安定を損なう。
- (七) 未成年の違法犯罪、暴力、ポルノ、賭博、テロ活動の誘発。
- (八) 他人を侮辱または誹謗、公民のプライバシー侵害など他人の合法權益を侵害する。
- (九) 社会公德、民族の優秀な伝統文化を損なう。
- (十) 法律、行政法規、国家规定の禁止規定に関連するその他の内容。

**第十七条** インターネット視聴番組サービスを用いた映画テレビドラマなどの番組とその他番組は、国家の広播電影電視番組に関する管理規定に符合していなければならない。インターネット視聴番組サービス部門が放送する時事政治などの視聴報道番組は、地（市）級以上のラジオ放送局、テレビ局の制作、放送した番組、中央報道部門のウェブサイトに掲載されている政局などの視聴報道番組でなければならない。

「許可証」を持たない部門は、個人に視聴番組のアップロードサービスを提供してはならない。インターネット視聴番組サービス部門は個人が政局などの視聴報道番組をアップロードすることを許可してはならず、ポッドキャストの提供、映像配信など視聴番組サービスをアップロードする場合は、アップロード者は本規定に反する視聴番組をアップロードしてはならない。如何なる部門や個人も非合法的な放送テレビチャンネル、視聴番組ウェブサイトの番組を転載、リンク、編集してはならない。

**第十八条** 放送映画テレビ主管部門はインターネット視聴番組サービス部門が本規定に反する視聴番組を放送していることを発見した場合、必要な措置を取り制止しなければならない。インターネット視聴番組サービス部門は本規定に反する内容が含まれる視聴番組に対し、直ちに削除し、関連記録を保存し、報告義務を履行し、関連主管部門の管理要求

を遂行しなければならない。

インターネット視聴番組サービス部門の主要出資者と経営者は放送とアップロードする視聴番組内容に対し責任を負わなければならない。

**第十九条** インターネット視聴番組サービス部門は、法律に基づいてインターネットアクセスサービス電信業務経営許可証或いはラジオテレビ番組放送経営許可証のネットワーク運営を取得したネットワーク運営部門が提供するサービスを選択しなければならない。法律に基づきユーザーの権利を守り、ユーザーの承諾を履行し、ユーザー情報の秘密を保持し、虚偽の宣伝或いはユーザーを誤った方向へ導く、ユーザーに対し不公平で不合理な規定を打ち出す、ユーザーの合法権益を損なうなどの行為を行ってはならない。有料サービスを提供する場合、はっきりしたやり方で提供するサービスの視聴番組の種類、範囲、費用基準、期限を公表しなければならない、ユーザーがインターネット視聴番組サービスを中止或いは取り消す条件と方法を告知しなければならない。

**第二十条** ネットワーク運営部門がインターネット視聴番組の信号伝送サービスを提供する場合、視聴番組サービス部門の合法権益を保障し、伝送安全を保障しなければならない、断り無く他の内容を差し挟む、視聴番組信号を遮り止まる行為を行ってはならない。サービスを提供する前に、視聴番組サービス部門の「許可証」或いは登録証明資料をチェックし、「許可証」の明記事項或いは登録範囲によってアクセスサービスを提供しなければならない。

**第二十一条** 放送映画テレビと電信主管部門は、公衆による監督通報制度を構築しなければならない。公衆は、視聴番組サービス部門の違法、規則違反行為を通報する権利を持ち、関連主管部門は適時に処理し、責任を転嫁してはならない。放送映画テレビ、電信などの管理部門が本規定に反する行為を発見した場合、本部門の職責には属さず、処理権のある部門に処理を引き継がなければならない。

電信主管部門は、国家の関連規定に基づき放送映画テレビ主管部門に必要な技術システムインターフェースとウェブサイトデータクエリーを提供しなければならない。

**第二十二条** 放送映画テレビ主管部門は、法律に基づきインターネット視聴番組サービス単位に現場検査を行い、関連部門と個人は協力しなければならない。放送映画テレビ主管部門の職員が法律に基づき現場検査を行う場合、自主的に関連証明書を提示しなければならない。

**第二十三条** 本規定に違反する以下の行為があった場合、県級以上の放送映画テレビ主管部門は警告、改善命令を与え、3万元以下の罰金を科すことができる。同時に、その主要

出資者と経営者に警告を与え、2 万元以下の罰金を科すことができる。

(一) インターネット上の放送テレビ専用の名称を無断で使用し業務を展開する。

(二) 登録資本金、株主、株主構成の変更、或いは株式公開による資金調達、重大資産の変動時に、審査手続きを行っていない。

(三) 健全な番組運営規範を制定していない、著作権保護措置を採っていない、有害な内容の放送を提示、削除、報告義務を履行していない。

(四) 画面のはっきりした位置に放送マーク、名称、「許可証」或いは登録番号を示していない。

(五) 番組目録を保存せず、主管部門への事実に基づいた問い合わせ義務の提供を履行していない。

(六) 「許可証」を持たない或いは登録を行っていない部門が代理費用徴収及び信号伝送、サーバー管理代行などインターネット視聴番組サービスに関連するサービスを提供する。

(七) チェック義務を履行しない、或いはインターネット視聴番組サービス部門に対し「許可証」或いは登録の明記事項の範囲以外のアクセスサービスを提供する。

(八) 虚偽の宣伝或いはユーザーを誤った方向に導く行為を行う

(九) ユーザーの同意を得ず、無断でユーザーの個人情報秘密を漏らす

(十) インターネット視聴サービス部門が同一年度内に違反行為を 3 回行う。

(十一) 広播電影電視主管部門が法律に基づき行う監督検査を拒否、阻む、引き延ばす或いは監督検査過程で虚偽を弄する。

(十二) 虚偽の証明、文書などの手段で「許可証」を詐取する。

本条十二項の行為がある場合、発行機関はその許可証を取り消す。

**第二十四条** 勝手にインターネット視聴番組サービスに従事した場合、県級以上の広播電影電視主管部門は警告、改善命令を与え、3 万元以下の罰金を科すことができる。状況が深刻な場合は、「放送テレビ管理条例」の第四十七条の規定に基づき処罰を与える。

放送する視聴番組の内容が本規定に違反している場合、県級以上の放送映画テレビ主管部門は警告、改善命令を与え、3 万元以下の罰金を科すことができる。状況が深刻な場合は、「放送映画管理条例」の第四十九条の規定に基づき処罰を与える。

「許可証」或いは登録の明記事項に基づかずにインターネット視聴番組サービスに従事したあるいは法律に違反した政局などの視聴番組を放送した場合は、県級以上の放送映画主管部門は、警告、改善命令を与え、3 万元以下の罰金を科すことができる。状況が深刻な場合は、「放送映画管理条例」の第五十条の規定に基づき処罰を与える。

放送テレビチャンネルと視聴番組ウェブサイト内容を非合法に転載、リンク、編集した場合、無断で他の内容を差し挟む、視聴番組信号を遮り止めるなどの行為を行った場合は、県級以上の放送映画主管部門は、警告、改善命令を与え、3 万元以下の罰金を科すことができる。状況が深刻な場合は、「放送映画管理条例」の第五十一条の規定に基づき処罰を与える。

る。

**第二十五条** 本規定に反するインターネット視聴番組サービス部門に対し、電信主管部門は、広播電影電視主管部門の書面意見に基づき、電信管理とインターネット管理の法律、行政法規の規定に照らして、そのウェブサイトを開鎖し、その相応する許可証を没収或いは登録を取り消し、その提供する信号アクセスサービスのネットワーク運営部門にアクセスを停止するよう命じる。アクセスサービス停止決定の執行を拒否し、「電信条例」の第五十七条の規定に反する場合は、電信主管部門は「電信条例」の第七十八条の規定に基づきその許可証を没収する。

治安管理规定に違反した場合は、公安機関が法律に基づき処罰を与える。犯罪を構成した場合は、司法機関が法律に基づき刑事責任を追及する。

**第二十六条** 放送映画テレビ、電信などの主管部門が規定の職責を履行しない、或いは職権を乱用した場合は、法律に基づき関連責任者に処分を科す。犯罪を構成している場合は、司法機関が法律に基づき刑事責任を追及する。

**第二十七条** インターネット視聴番組サービス部門が重大な法律違反、規則違反行為を行った場合、関連規定に基づき処罰を与えるほかに、その主要出資者と経営者にインターネット視聴番組サービス部門が処罰を受けた日から 5 年以内にインターネット視聴番組サービスに出資、従事することはできない。

**第二十八条** インターネットを通して映像通信サービスを提供する場合は、國務院信息产业主管部門が国家の関連規定に基づき監督管理を行う。

LAN及びインターネットVPNを通じて一般公衆にインターネット視聴番組サービスを提供する場合は、業界主管部門に申請を行わなければならない、國務院信息产业主管部門の前置審査許可、國務院広播電影電視主管部門の審査確定など、国家の関係規定に基づき監督管理を行う。

**第二十九条** 本規定は 2008 年 1 月 31 日から施行する。これ以前に公布された規定と本規定が一致しない箇所は、本規定に基づき執行する。